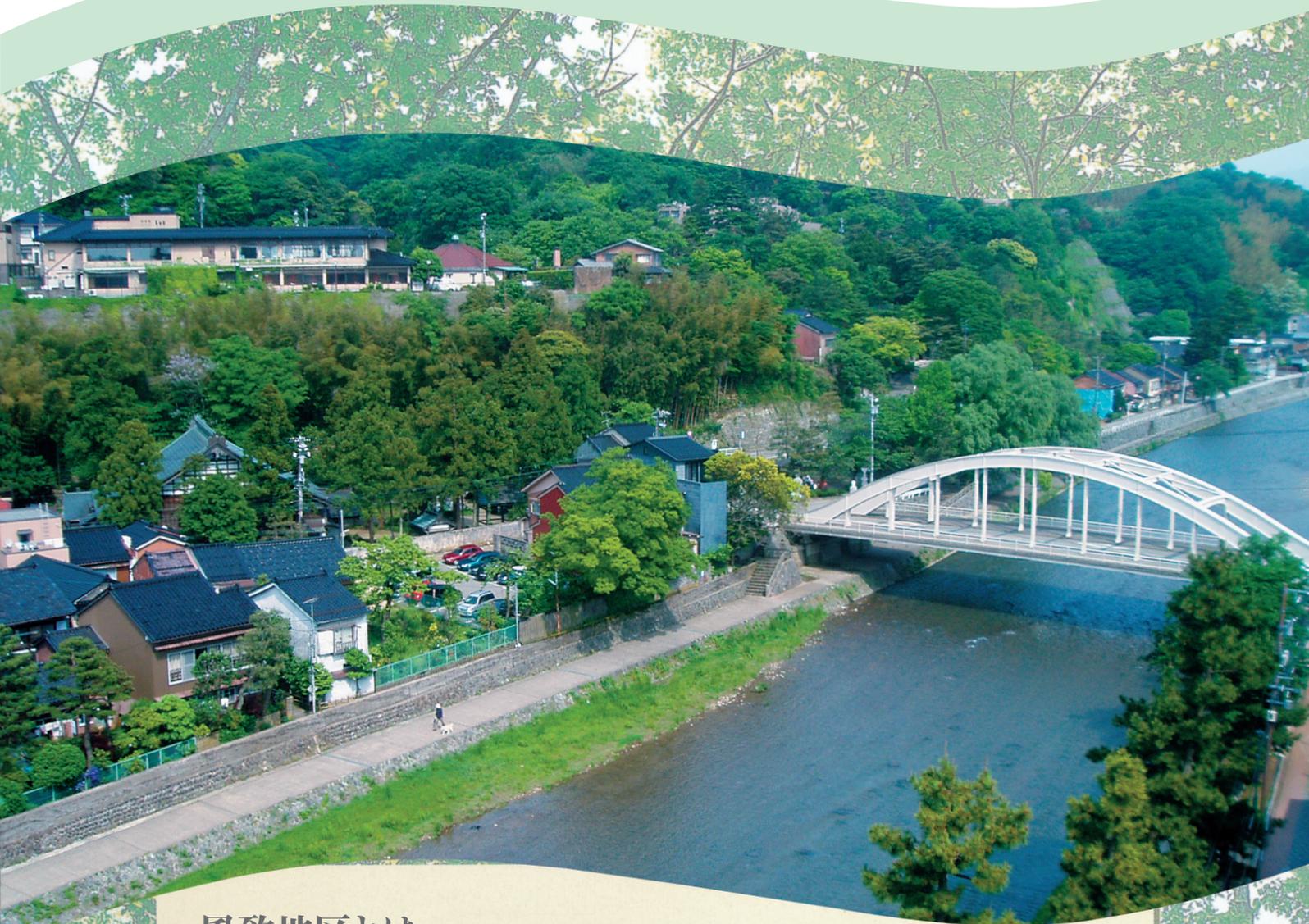


風致地区のしおり

—— みんなで育む 緑豊かな暮らし ——



風致地区とは

自然環境に恵まれた場所を対象に周囲の自然環境と開発との調和を図り、住みよいまちづくりをすすめようとする目的で指定されています。

「金沢市風致地区内における建築等の規制に関する条例」はこのために制定されたもので、地区内で建物の建築などを行う場合のきまりを定めています。

緑豊かなうるおいのある環境づくりのために、みなさまのご理解とご協力をお願いします。

金 沢 市



許可の必要な行為は

風致地区内で、次の行為を行う場合は、市長の許可が必要です。

ただし、災害のため必要な応急措置や、一部軽微な行為については許可はおりません。

- 1 建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転
- 2 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
- 3 木竹の伐採
- 4 土石の類の採取
- 5 水面の埋立て又は干拓
- 6 建築物等の色彩の変更
- 7 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積



許可の基準は

●それぞれの行為の申請に際しては、風致や景観に対する配慮をしていただくことが必要です。まず周辺の風致と調和するような計画をお考えください。

●また、風致地区は、第1種から第5種まで5つの種別に別けられ、それぞれの種別ごとに許可基準が定められています。主な基準は、次のとおりです。

1 建築物及び宅地造成等に対する基準

○建築物の位置・形態・意匠・色彩などを周辺の風致と調和させたものとするほか、次の基準を満たしてください。

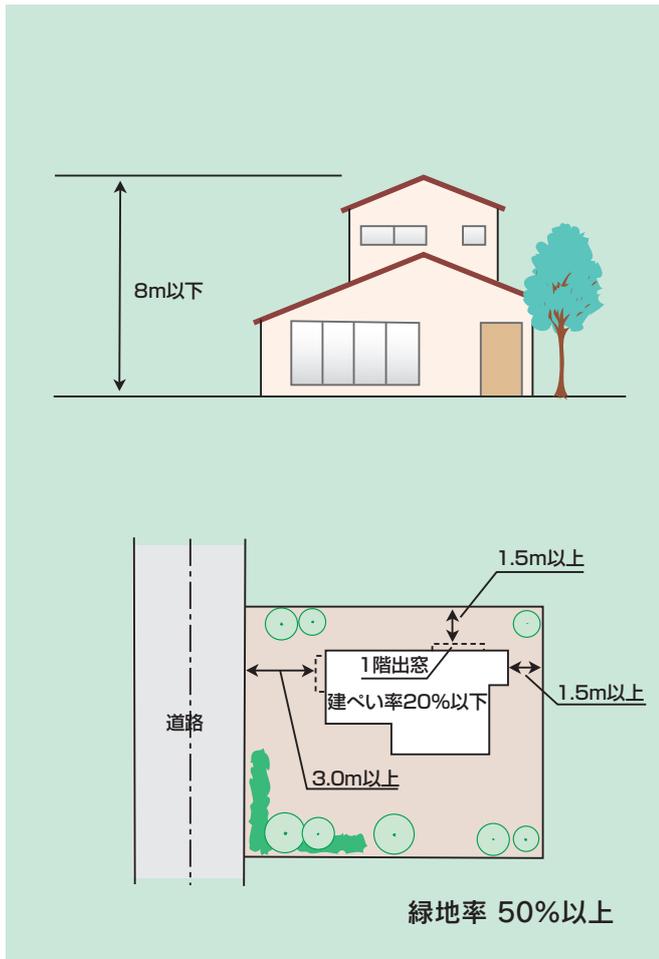
	高さ	建ぺい率	道路からの後退距離	隣地からの後退距離	緑地率
1種	8m以下	20%以下	3m以上	1.5m以上	50%以上
2種	8m以下	40%以下	2m以上	1m以上	30%以上
3種	10m以下	40%以下	2m以上	1m以上	30%以上
4種	12m以下	40%以下	2m以上	1m以上	30%以上
5種	15m以下	40%以下	2m以上	1m以上	30%以上

2 木竹の伐採に対する基準

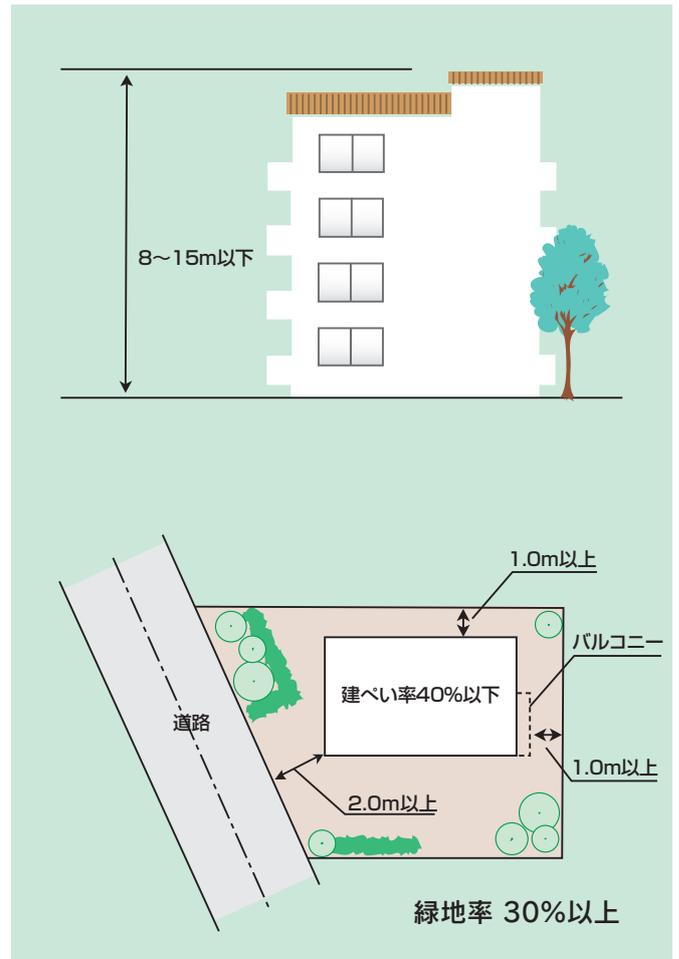
○周辺の風致を損なうおそれが少なく、かつ次のいずれかに該当するものに限りします。

- 建築物や工作物の新築、宅地造成などを行うための必要最小限度の伐採。
- 森林の択伐。
- 伐採後の成林が確実な森林の皆伐で、1ヘクタール以下のもの。
- 森林の区域外における木竹の伐採。

(第1種風致地区)



(第2～5種風致地区)

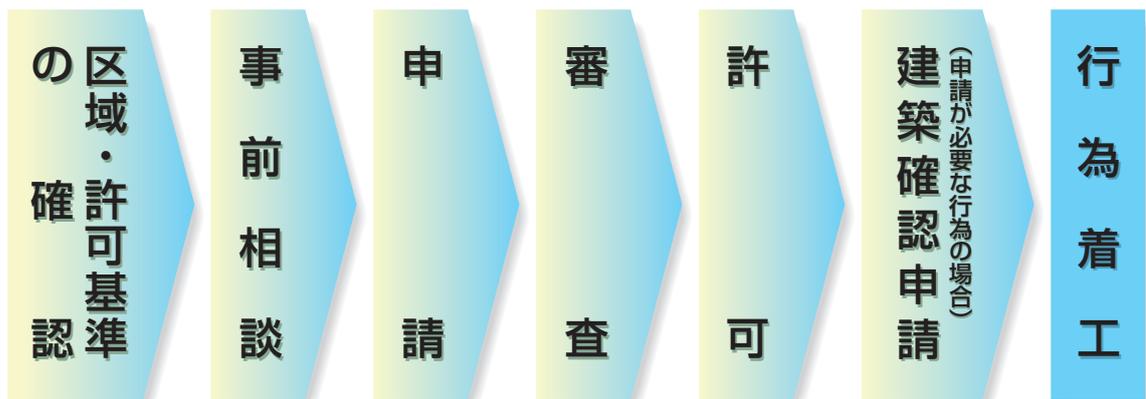


(敷地内に高低差がある場合は平均地盤面からの高さになります)



許可申請の手続きは

- **申請** 申請に先立ち、計画内容が許可基準に適合しているかどうかの確認をしてください。申請書は、所定の様式に必要な図面などをつけて2部提出してください。



他法令にかかる手続き

風致地区では、他の法令等による規制がかかっていることもあります。その場合は、別にそれらの手続きが必要となりますので、ご確認願います。





添付図面等

○申請に際しては 行為の種類に従い、下記の図面を2部提出して下さい

行為の種類	図面の種類	明示すべき事項
建築物等の新築、 改築、増築又は 移転	位置図	行為地の形状及び付近見取図
	配置図	敷地の境界線、建築物の位置、土地の高低、敷地の接する道路の位置、既存木竹等の位置、植栽計画、排水施設及び敷地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離、工作物の位置
	各階平面図	各階の間取り及び用途、形状及び寸法
	着色した4面以上の立面図	各面の方位及び寸法、仕上げ方法、材料の種別、広告物件並びに色彩(マンセル値を表示したもの)
	断面図	建築物等の高さ及び各階の高さ、主要構造部分の寸法
	求積図	敷地面積、建築面積及び緑地面積の算定に必要な各部分の寸法及び算式
	現況写真	行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真
宅地の造成、 土地の開墾 その他の土地の 形質の変更、 土石の類の採取 又は水面の埋立て 若しくは干拓	位置図	行為地の形状及び付近見取図
	平面図	行為地の境界線、切土及び盛土の位置、排水施設その他主要構造物の位置、土石の採取区域、跡地整備計画又は土地利用計画並びに遮蔽施設等の位置
	断面図	行為の前後の土地の形状を対比できる縦断面及び横断面並びに排水施設その他主要な構造物の断面
	植栽計画図	保存する既存木竹、伐採木竹及び新たに植栽する木竹の位置、樹種及び目回り寸法
木竹の伐採	位置図	行為地の形状及び付近見取図
	地形図又は区域図	付近の土地の利用状況、林況及び伐採区域
	伐採計画図	保存する既存木竹、伐採木竹及び新たに植栽する木竹の位置、樹種、樹高、本数、樹齢及び目回り寸法並びに伐採後の土地利用計画
	現況写真	行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真
建築物又は 工作物の 色彩の変更	位置図	行為地の形状及び付近見取図
	配置図	敷地の境界線、建築物の位置、土地の高低及び敷地の接する道路の位置
	着色した4面以上の立面図	各面の方位及び寸法、仕上げ方法、材料の種別、広告物件並びに色彩(マンセル値を表示したもの)
	現況写真	行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真
屋外における 土石、廃棄物又は 再生資源の堆積	位置図	行為地の形状及び付近見取図
	配置図	行為地の境界線、主要構造物の位置及び敷地内における堆積の位置
	断面図	行為の前後の土地の形状を対比できる縦断面及び横断面
	現況写真	行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真

備考 図面には方位(立面図及び断面図を除く。)及び縮尺を記載すること。

お問い合わせ

金沢市景観政策課

〒920-8577 金沢市広坂1-1-1

TEL 076-220-2364

E-mail keikan@city.kanazawa.lg.jp

http://www4.city.kanazawa.lg.jp/29020/keikan

